

保有個人情報の開示等の請求に係る本人確認等について

平成27年10月 5 日
27中総総第1546号

自己情報の開示等の請求に係る本人確認等について（平成17年 3 月31日16中総総第1073号）の一部を改正します。

第1 趣旨

中央区個人情報の保護に関する条例施行規則（平成10年 3 月中央区規則第 6 号）第12条第 2 項の本人又はその代理人であることを証明するために必要な事項については、次に定めるところによります。

第2 本人であることを確認する書類

開示請求等を行う場合及びこれにより開示を受ける場合には、次に掲げる基準により、当該個人情報の本人であることを証明する書類の提示又は提出（以下「提示等」という。）をしてください。

1 次に掲げるいずれか 1 種類の書類が必要となります。

運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付き）、個人番号カード、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、教習資格認定証、動力車操縦者運転免許証、検定合格証（警備員）、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人・総務省設置法第 4 条第15号の適用を受ける特別法人等の職員の身分証明書（生年月日が記載され、かつ、写真に浮き出しプレスによる認証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限る。）

2 上記 1 に掲げる書類の提示等を行うことができない場合は、次に掲げるアの区分から 2 種類の書類又はアとイの区分からそれぞれ 1 種類ずつ合計 2 種類の書類の提示等が必要となります。

ア

健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、老人保健法医療受給者証、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、国民年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、保有個人情報開示等請求書に押した印の印鑑登録証明書

イ

会社の身分証明書（写真付き）、学生証、公の機関が発行した資格証明書（いずれも写真に浮き出しプレスによる認証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限る。）

3 上記1に掲げる書類の提示等を行うことができない場合で、上記2に定める2種類の書類のうち1種類の書類しか提示等を行うことができないときは、あらかじめ開示請求等をする本人に別紙の照会書を送り、その照会書と上記2のア又はイの区分に掲げるいずれか1種類の書類の提示等により、本人であることの証明とします。

第3 代理人による開示請求等

1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求等を行うことができます。

ただし、意思能力があると認められる未成年者本人が反対の意思を表示したときは、開示請求等に応じられない場合があります。

また、本人が未成年者の場合には、原則として親権者が法定代理人となりますが、民法第818条第3項で「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。」こととされているため、当該法定代理人による開示請求等は、原則として父母の連名により行うこととなります。

2 任意代理人は、保有特定個人情報に限り、本人からの委任により開示請求等を行うことができます。

第4 代理人であることを確認する書類

上記第3により代理人が開示請求等を行う場合及びこれにより開示を受ける場合には、次に掲げる基準により、当該代理人本人であることを証明する書類と代理人としての資格があることを証明する書類の提示等が必要となります。

1 代理人本人であることを証明する書類

上記第2に掲げる本人であることを確認する書類が必要となります。

2 代理人としての資格があることを証明する書類

法定代理人については、当該個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人であること及び当該請求を行う法定代理人が本人の親権者又は成年後見人であることを確認できる次に掲げるいずれか1種類の書類が必要です。

戸籍謄本（抄本）、住民票（全部・一部）の写し、住民票記載事項証明書、後見に関する登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、その他法定代理人であることを確認することができる書類

また、任意代理人については、本人からの開示請求等の申出に関する委任の旨を証する委任状（委任者の署名捺印があるものに限る。）が必要となります。

第5 その他

第2の本人であることを確認する書類及び第4の代理人であることを確認する書類の内容に変更がある場合は、その変更を証明する書類の提示等が必要となります。

第6 施行年月日

この取扱いは、平成27年10月5日から施行します。